

一般質問の質問者順番と質問事項

(令和7年 第2回定例会)

質 問 順 位	7 3 番 議 員 中 牟 田 文 明	
質問事項 1	ごみ収集の現状と課題について	
質 問 の 要 旨	基山町のごみ収集は、基本のごみ集積所で行っているが、場所等によっては個別収集も行っている。住民にとっては、個別収集のほうが利便性が良いと考えるが、安易な個別収集はごみ収集運搬費用の増大につながるのではないかと考える。今後、高齢化が進み一人暮らしの高齢者が増えることを考えると粗大ごみ、資源ごみ等も含めごみ収集方法の見直しが必要ではないかと思い質問する。	
具体的な質問 及 び 質問の相手	(1) ごみ集積所を設置する場合の設置基準及びその数 を示せ	町 長
	(2) 個別収集を行う基準及び個別収集の数を示せ	町 長
	(3) 令和6年度の粗大ごみの収集件数を示せ	町 長
	(4) 令和5年度から令和7年度までの塵芥不燃物収集 運搬業務委託料の契約額を示せ	町 長
	(5) 今後、ごみ収集をどう進めていくのか示せ	町 長

一般質問の質問者順番と質問事項

(令和7年 第2回定例会)

質 問 順 位	7 3 番 議 員 中 牟 田 文 明	
質 問 事 項 2	自治会未加入者について	
質 問 の 要 旨	自治会の脱会を理由にごみステーション使用を禁じたのは違法だとし、使用する権利の確認などを求めた控訴の判決言い渡しは4月16日福井地裁であった。判決は、年1万5千円を支払うことを条件に、ごみステーションを使用する権利があると認めた。ごみステーションを使用するには管理主体である自治会の存続が不可欠であり、区域に住む人は会員に限らず活動の公共的利益を受けており、自治会活動を存続、維持するための費用も考慮し1万5千円という金額を示している。本町においても自治会未加入者が増えており、この判決に対する町の考えを問う。	
具体的な質問 及 び 質問の相手	(1) 4月16日福井地裁の判決に対する所感を示せ	町 長